

○観音寺市自治道等整備事業補助金交付要綱

平成 24 年 9 月 4 日告示第 162 号

観音寺市自治道等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自治会その他の団体が整備する道路等（以下「自治道等」という。）の整備費に係る補助金の交付に関し、観音寺市補助金等交付規則（平成 18 年観音寺市規則第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体等)

第 2 条 補助金は、次に掲げるもの（以下「自治会等」という。）が行う自治道等整備事業に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 自治会
- (2) その他市長が認めた団体

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、自治会等が行う次に掲げるものの新設、改良、補修及び災害復旧事業とする。

- (1) 道路、橋梁、河川及び排水路
- (2) 前号に係る保全・安全施設

(補助金の率)

第 4 条 補助金の率は、市長の査定した補助対象事業費に対し、60 パーセント以内とする。

2 前項の規定による補助対象事業費は、150 万円を上限とする。

(事業採択申請)

第 5 条 補助金の交付を受けて第 3 条に掲げる事業を施行しようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市自治道等整備事業採択申請書（様式第 1 号）に観音寺市自治道等整備事業計画概要書（様式第 2 号）を添えて市長に提出しなければならない。

(採択通知)

第 6 条 市長は、前条の申請に基づき、事業を採択することが適当と認めたときは、観音寺市自治道等整備事業採択通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第 7 条 前条の通知を受けた者は、その通知を受けた日から 30 日以内に市長に観音寺市自治道等整備事業補助金交付申請書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（平面図、横断図、構造図、見積書等）
- (2) 同意書、誓約書及び収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書を受理したときは、これを審査し、又

は必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付することを適当と認めたときは、観音寺市自治道等整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消変更）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。ただし、事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

（事業の着手）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業に着手したときは、直ちに観音寺市自治道等整備事業着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、特に急を要する工事については、あらかじめ市長の承認を受けた場合に限り、補助金の交付決定を受ける前に、事業に着手することができる。

（承認事項）

第11条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を受けなければならない。

- （1） 所定の期限内に工事が完了しないとき。
- （2） 設計の変更をしようとするとき。
- （3） 工事を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の承認を受けようとする者は、観音寺市自治道等整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に関係書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（事業の監督）

第12条 市長は、必要に応じ事業の遂行の状況に関して事業者から報告を求め、又は職員に実地調査若しくは検査を命ずることができる。

2 前項の場合において、事業が補助金の交付決定及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命ずることができる。

3 事業者が前項の命令に違反したときは、市長はその者に対し、事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（書類、帳簿等の備付）

第13条 事業者は、事業の状況、費用の収支その他事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けておかななければならない。

（事業の完了）

第14条 事業者は、工事が完了したときは、速やかに観音寺市自治道等整備事業完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その出来形及び会計について検査を受けなければならない。

- (1) 出来形図面
- (2) 領収書
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(完了検査)

第 15 条 市長は、前条の書類が提出されたときは、速やかに完了検査を行うものとする。
(補助金の交付)

第 16 条 市長は、第 14 条の書類審査及び前条の完了検査により、交付すべき補助金の額を確定したときは、事業者に観音寺市自治道等整備事業補助金確定通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。

2 事業者は、前項の通知を受けたときは、直ちに観音寺市自治道等整備事業補助金交付請求書(様式第 10 号)を市長に提出するものとする。

(補助金の変更等)

第 17 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を変更し、若しくは取消しを命ずるものとする。

- (1) この要綱又は市長の指示に違反し、又は不正の行為があったとき。
 - (2) 所定の期限内に事業の完了の見込みがないと認めたとき。
- (その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 9 月 4 日から施行する。

(観音寺市土木費補助金交付要綱及び観音寺市道路整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 観音寺市土木費補助金交付要綱(平成 17 年観音寺市告示第 88 号)
- (2) 観音寺市道路整備事業補助金交付要綱(平成 17 年観音寺市告示第 89 号)

(観音寺市土木費補助金交付要綱及び観音寺市道路整備事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の観音寺市土木費補助金交付要綱及び観音寺市道路整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。